

農地法第4条第1項第7号の規定による
農地転用届出書兼受理通知書

令和 年 月 日
船橋市農業委員会会長 あて

フリガナ フナバシタロウ
届出者 船橋 太郎
(土地所有者)

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

1 届出者 (土地所有者) 住所	住 所 船橋市湊町●丁目●番●号							
2 土地の所在、 地番、地目、 土地所有者、 耕作者 等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者	耕 作 者		
			登記簿	現況	(㎡)	氏名・住所	氏名・住所	
	湊町●丁目	●番	畑	畑	150	届出者に同じ	届出者に同じ	
	船橋市							
	計	150	㎡	(田	㎡・畑	150	㎡)	
3 転用計画	転用の目的	宅地 駐車場・資材置場・道路・その他()						
	転用の時期	工事着工時期	受 理 通 知 後					
		工事完了時期	令和	5	年	12	月	15
	転用の目的に 係る事業又は 施設の概要	建築物の名称	棟数	床 面 積				
建売分譲住宅		5	1F	100㎡	2F	80㎡		
4 転用することによって生ずる付近の 農地作物等の被害の防除施設の概要	(1) 被害無し	(2) 防除施設()						

第 4 号 の
令和 年 月 日

受 理 通 知 書

船橋市農業委員会会長 印

令和 年 月 日 付けで届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号の規定による上記届出についてこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令の規定により通知します。

○記載要領

- 届出は、市街化区域内の農地に限ります。
- 転用目的ごと(宅地・道路等)に届け出てください。
- 届出者が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名を、住所欄にはその主たる事務所の所在地を記載してください。
- 届出者や筆数が多数の場合は別紙を添付してください。
- 農地法第4条の届出は原則として分筆後の届け出となります。例外的に未分筆の土地を届け出る場合は、実測図を添付してください。
- 届出者が異なる場合や、持分割合が異なる場合は区分して届け出てください。
- 土地の登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は、住所の繋がりがわかる書類(住民票等)の3ヶ月以内の原本を添付してください。(法人の場合は法人登記の履歴事項全部証明書や住所異動の確認ができるもの)

○届出に必要な書類(各1部)

- 届出書(A4サイズ)
- 土地の**全部事項証明書**(法務局発行の3ヶ月以内の原本。インターネットにて取得・印刷したものは不可)
- 公図の写し(申請地を赤で囲む)
- 現地案内図(申請地を赤で囲む、都市計画図等1,500~2,000分の1程度)
- 窓口に来る方の官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)
- 代理申請する場合は委任状及び代理人の身分証明書

※代理人が行政書士や司法書士の場合は、行政書士証票や司法書士会が発行する証明書でも可能です。
※事務所等の代理人の従業員が提出する場合は、写真付き社員証や行政書士補助者証(名刺・運転免許証は不可)をお持ちください。必要に応じて、事務所等に電話確認する場合がございます。
※法人が申請する場合、その法人の従業員が提出する場合はその法人の代表からの委任状は不要ですが、写真付き社員証(名刺・運転免許証は不可)をお持ちください。
必要に応じて、申請法人に電話確認する場合がございます。

○その他必要な書類

- 農地の貸し借りが行われている場合は、農地法第18条6項の規定による通知書
- 区画整理地内にある場合は、換地予定証明書(都市整備課等)
- その他、農業委員会が必要と認めるもの

○受理通知書の交付

書類に不備等がない場合は、30分程度で交付いたします。